

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正の概要

1 改正の経緯及び趣旨

国では、令和3年に施行されたデジタル社会形成基本法に基づき重点計画を策定し、県や地方公共団体の行政手続のオンライン化等を進めており、その中で、特定非営利活動促進法の関係手続をオンライン化対象と位置付け、新たなシステム（ウェブ報告システム）を構築し、令和5年3月1日から運用開始したところである。

国は、全国の自治体に新システムの利用を促しており、本県においても、本システムを利用したオンラインでの手続が行えるよう、青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正し、これに伴い、改正条例の規定により青森県特定非営利活動促進法施行細則（以下「細則」という。）に委任している事項、その他必要な事項について、次のとおり改正するものである。

2 改正案の概要

- ・ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請等に係る手続について、現状の書面による方法のほか、オンラインでも行うことができるよう、細則第26条及び第27条として新たに規定を追加する。
- ・ 改正条例及び上記改正により条項移動が発生する規定に係る所要の整理を行う。

3 公布日等

公布日：令和6年2月28日（水）

施行期日：令和6年3月1日（金）